※英語版、スペイン語版、中国語版のお知らせが必要な方については、学校または教育委員会総務課にお問い合わせください。

【英語】An application manual in English, Spanish and Chinese are available at school or administration section of Marugame Board of Education.
【スペイン語】Hay instracciones de solicitud en el idioma español, inglés y chino en la escuela o en la sección de administración general delescolarconsejo de Marugame. Si es necesaria, por favor la solicite.
【中国語】如果您需要用汉语写的指南，您向学校或教育委员会总务课直接询问。

就学奨励費 「新入学児童生徒学用品費」入学前支給のお知らせ

令和９年４月に小・中学校へ入学予定の児童生徒の保護者のうち、就学奨励の要件に該当する希望者に対し、「新入学児童生徒学用品費」の支給を入学前の３月に行います。

なお「新入学児童生徒学用品費」については、入学前支給申請をしなくても、４月中に就学奨励費支給制度の認定を受ければ受給できます。



１．入学前支給を受けることができる方（以下の条件に全て該当する方）

（１）令和９年１月に丸亀市に住民登録のある方(令和９年３月末日以前に丸亀市外に転出する方を除く。)

（２）就学奨励の要件に該当する方

① 生活保護を停止又は廃止された　② 市町村民税が非課税である(家族全員)　③ 国民年金の掛金の全額免除を受けている(家族全員)　④ 児童扶養手当の支給を受けている　⑤ ①～④に準ずる程度に困窮している

(※⑤は所得審査有り)

※支給を受けた後でも、３月末日までに記載事項（戸籍、住所、保護者、家族の構成等）の変更があった場合は返金手続が必要な場合もあります。変更の可能性がある方は、考慮の上、申請するか否かご検討ください。

２．申請の方法等

（１）申請期間・・・**令和９年１月４日（月）～１月２２日（金）**（※土日祝日を除く）

※申請書類に不備があれば、再提出していただく必要がありますので、余裕を持って申請してください。

（２）申請書類

①「令和９年度 丸亀市就学奨励費受給申請書(世帯票)」（裏面に記入例あり）

②「誓約書」

③ 添付書類（必要な方は必ず提出してください）

※申請書類①②が必要な方は小学校又は教育委員会総務課にお申出ください。

※入学予定の児童生徒が複数いる場合、１人ずつ申請書類が必要となります。

（市のホームページからもダウンロードできます。）

（３）提出先

・新小学校１年生・・・**４月に入学予定の小学校**

・新中学校１年生・・・**通学中の小学校**

（４）支給額・支給日・支給方法

① 支給額・・・新小学校１年生：６４，３００円、新中学校１年生：８１，０００円

② 支給日・・・ ３月上旬～中旬（予定）

③ 支給方法・・・ 保護者の口座へ振込

※ 審査結果（認定または不認定）は３月上旬に郵送いたします。

３． 留意事項

① **申請後に、記載事項（戸籍、住所、保護者、家族の構成等）の変更があった場合、速やかに教育委員会総務課にお申出ください。**

② 今回の支給を受けた場合、「令和９年度 就学奨励費支給制度」の支給内容にある「新入学児童生徒学用品費」を二重に受給することはできません。

③ 今回の申請が不認定となった場合でも、入学後４月中に「令和９年度 就学奨励費支給制度」で別途申請し、認定されれば、「新入学児童生徒学用品費」の支給を受けることができます。

④ 丸亀市立以外の小・中学校へ入学予定の場合は、教育委員会総務課までお問合せください。

ご不明な点がありましたら、丸亀市教育委員会 総務課（0877-24-8820）、
又は、各小学校までお問合せください。

裏面有